

平成27年 3月17日

条例第42号

## 鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の海水浴場におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定め、市、海浜事業者及び利用者の責務を明らかにすることにより、もって安心して快適な海水浴場とすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴場 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下「県条例」という。）第9条第1項の規定による神奈川県知事の許可を受け、市長が設置する材木座海水浴場、由比ガ浜海水浴場及び腰越海水浴場をいう。
- (2) 海浜事業者 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の規定による神奈川県知事の許可又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による市長の許可を受け、海水浴場において、更衣所、休憩所、飲食店若しくは物品の販売その他の営業を行うための店舗を設置し、若しくは運営する者又はその従業者をいう。
- (3) 利用者 市長が海水浴場を設置している期間中に海水浴場を利用する者であって、海浜事業者以外のものをいう。
- (4) 海水浴場における禁止行為 別表に掲げる行為をいう。

### (基本理念)

第3条 明治初期から続く伝統ある海水浴場が、今後も多くの人から愛され続けるために、海水浴場に関わる全ての人が「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」を目指し、海水浴場におけるマナーの向上に努めるものとする。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海水浴場における禁止行為の防止及びマナーの向上のために必要な施策を実施しなければならない。

### (海浜事業者の責務)

第5条 海浜事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、安心して快適な海水浴場とするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により実施する市の施策に協力しなければならない。

(海水浴場の利用者の責務)

第6条 利用者は、基本理念にのっとり、他の利用者が海水浴場を利用する妨げにならないよう配慮するとともに、第4条の規定により実施する市の施策に協力しなければならない。

2 利用者は、海水浴場における禁止行為をしてはならない。

(指導、勧告等)

第7条 市長は、前条第2項に規定する禁止行為を行った利用者について、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、利用者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、禁止行為の中止その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

規則に定める方法により計測した大きさがおおむね250平方センチメートルを超える入れ墨等を露出すること。
音響機器等を用いて音楽や音声を発すること（公共性又は公益性の高い行事等を行う場合であって、市長が特に認めるときを除く。）。
海浜事業者が設置する店舗（第2条第2号の許可を受け占有している場所をいう。以下同じ。）以外の場所で飲酒すること（公共性又は公益性の高い行事等を行う場合であって、市長が特に認めるときを除く。）。
ごみを捨てることのできる場所として市長が指定した場所以外の場所にごみを捨て、又は放置すること。
喫煙をすることができる場所として市長が指定した場所以外の場所で喫煙すること。
海浜事業者が設置する店舗以外の場所でバーベキューを行うことその他裸火を使用すること（喫煙を除く。）。
県条例第2条第3項に規定する遊泳区域内に動物を入れること（海水浴場の開場時間（第2条第1号の許可を受けた開場時間をいう。以下「開場時間」という。）に限る。）。
サーフボード、軟式又は硬式の野球ボール、木製又は金属製のバット、革製のサッカーボール、プラスチック製のフライングディスクその他規則で定める人の身体に危害を及ぼすおそれがある遊具を使用すること（開場時間に限る。）。